

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

日額旅費支給規程（昭和37年岩手県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>(支給範囲及び額)</p> <p><u>第2条 次の表の左欄に掲げる公署に勤務する職員が、その職務のため同表の右欄に定める区域内を旅行したときは、別表第1に掲げる日額旅費を支給する。</u></p> <table border="1" data-bbox="142 1048 769 1341"> <tr> <td>岩手県東京事務所</td> <td>東京都(特別区の存する区域内に限る。)</td> </tr> <tr> <td>岩手県大阪事務所</td> <td>大阪市</td> </tr> <tr> <td>岩手県北海道事務所</td> <td>札幌市</td> </tr> <tr> <td>岩手県名古屋事務所</td> <td>名古屋市</td> </tr> <tr> <td>岩手県福岡事務所</td> <td>福岡市</td> </tr> </table> <p><u>2 漁業取締事務所に勤務し、漁業取締船に乗り組む職員及び水産技術センターに勤務する船員である職員が、船舶に乗船して航海したときは、定けい港（当該船舶が通常停泊し、又は係留する港であって漁業取締事務所長又は水産技術センター所長が指定するものをいう。以下同じ。）出港の日から同港に入港の日までの期間について、別表第2に掲げる目的地（目的海域を含む。）の区分に従い、別表第3に掲げる航海日当を支給する。</u></p> <p><u>3 職員が次の各号のいずれかに掲げる旅行をしたときは、別表第4に掲げる日額旅費を支給する。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>4 第1項の場合において、用務の都合により、経路が東京都の特別区の存する区域外、大阪市の区域外、札幌市の区域外、名古屋市の区域外又は福岡市の区域外にわたるときは、それぞれ東京都の特別区の存する区域内、大阪市の区域内、札幌</u></p>	岩手県東京事務所	東京都(特別区の存する区域内に限る。)	岩手県大阪事務所	大阪市	岩手県北海道事務所	札幌市	岩手県名古屋事務所	名古屋市	岩手県福岡事務所	福岡市	<p>(支給範囲及び額)</p> <p><u>第2条 漁業取締事務所に勤務し、漁業取締船に乗り組む職員及び水産技術センターに勤務する船員である職員が、船舶に乗船して航海したときは、定けい港（当該船舶が通常停泊し、又は係留する港であって漁業取締事務所長又は水産技術センター所長が指定するものをいう。以下同じ。）出港の日から同港に入港の日までの期間について、別表第1に掲げる目的地（目的海域を含む。）の区分に従い、別表第2に掲げる航海日当を支給する。</u></p> <p><u>2 職員が次の各号のいずれかに掲げる旅行をしたときは、別表第3に掲げる日額旅費を支給する。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p>
岩手県東京事務所	東京都(特別区の存する区域内に限る。)										
岩手県大阪事務所	大阪市										
岩手県北海道事務所	札幌市										
岩手県名古屋事務所	名古屋市										
岩手県福岡事務所	福岡市										

市の区域内、名古屋市の区域内又は福岡市の区域内の旅行とみなす。

(鉄道賃等の加給)

第3条 前条第3項の規定により日額旅費を支給する場合において、その旅行が特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃(以下「運賃」という。)を必要とする場合には、次に掲げる額の運賃を当該日額旅費に加えて支給する。

(1)・(2) [略]

(普通旅費の支給)

第4条 第2条第3項の規定により日額旅費が支給される旅行のうち、次に掲げる旅行にあつては、この訓令の規定にかかわらず、普通旅費を支給する。

(1)・(2) [略]

(精算)

第5条 第2条第1項に規定する日額旅費は、翌月精算するものとする。

(旅費の競合)

第6条 [略]

(旅費の調整)

第7条 [略]

別表第1 (第2条関係)

区 分	額
8級以上の職務にある者	2,600円
7級以下3級以上の職務にある者	2,250円
2級以下の職務にある者	2,050円

別表第2 (第2条関係)

[略]

別表第3 (第2条関係)

[略]

別表第4 (第2条関係)

[略]

(鉄道賃等の加給)

第3条 前条第2項の規定により日額旅費を支給する場合において、その旅行が特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃(以下「運賃」という。)を必要とする場合には、次に掲げる額の運賃を当該日額旅費に加えて支給する。

(1)・(2) [略]

(普通旅費の支給)

第4条 第2条第2項の規定により日額旅費が支給される旅行のうち、次に掲げる旅行にあつては、この訓令の規定にかかわらず、普通旅費を支給する。

(1)・(2) [略]

(旅費の競合)

第5条 [略]

(旅費の調整)

第6条 [略]

別表第1 (第2条関係)

[略]

別表第2 (第2条関係)

[略]

別表第3 (第2条関係)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の日前の旅行について支給する日額旅費については、なお従前の例による。